

教育委員会定例会日程

令和 7 年(2025 年) 8 月 27 日

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 議事

日程第 1

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告（小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例）について
(生涯学習課)

日程第 2

報告第 3 号

事務の臨時代理の報告（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）について
(生涯学習課)

日程第 3

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告（小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例）について
(生涯学習課)

日程第 4

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告（小田原市文学館条例の一部を改正する条例）について
(図書館)

日程第 5

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告（令和 7 年度小田原市一般会計補正予算）について
(教育部)

5 報告事項

(1) 通学区域の一部改正について

(資料 1 教育指導課)

(2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

(資料 2 教育指導課)

6 閉会

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告（小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小田原市生涯学習センター条例（平成18年小田原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

ホール	入場料(会費)を徴収する場合	円 8,000	円 11,000	円 11,000	円 19,000	円 22,000	円 30,000
	入場料(会費)を徴収しない場合	4,000	5,500	5,500	9,500	11,000	15,000
舞台	入場料(会費)を徴収する場合	5,000	6,000	6,000	11,000	12,000	17,000
	入場料(会費)を徴収しない場合	2,500	3,000	3,000	5,500	6,000	8,500
大会議室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
第1会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
第2会議室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
第3会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
第4会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
視聴覚室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
和室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
茶室		300	400	400	700	800	1,100
美術工芸室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
調理実習室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
楽屋		200	300	300	500	600	800
暗室		100	100	100	200	200	300
炉室		100	100	100	200	200	300

を

ホール	入場料(会費)を徴収する場合	円 19,400	円 25,400	円 25,400	円 44,800	円 50,800	円 70,200
	入場料(会費)を徴収しない場合	9,700	12,700	12,700	22,400	25,400	35,100
大会議室		1,800	2,200	2,200	4,000	4,400	6,200
第1会議室		600	750	750	1,350	1,500	2,100

第2会議室	1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
第3会議室	600	750	750	1,350	1,500	2,100
第4会議室	600	750	750	1,350	1,500	2,100
視聴覚室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900
和室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900
茶室	450	600	600	1,050	1,200	1,650
美術工芸室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900
調理実習室	1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
楽屋	300	450	450	750	900	1,200
暗室	150	150	150	300	300	450
炉室	150	150	150	300	300	450

に改め、別表2の表中

円 400	円 500	円 500	円 900	円 1,000	円 1,400
100	200	200	300	400	500
700	900	900	1,600	1,800	2,500
100	200	200	300	400	500
200	300	300	500	600	800

を

円 600	円 750	円 750	円 1,350	円 1,500	円 2,100
150	300	300	450	600	750
1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
150	300	300	450	600	750
300	450	450	750	900	1,200

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

生涯学習センターの使用料の額を次のように引き上げることとする。 (別表関係)

() 内の数字は、現行の金額

区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時30分	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後9時30分	午前9時 ～午後9時30分
本館使用料	ホル	入場料(会費)を徴収する場合	円 19,400 (13,000)	円 25,400 (17,000)	円 25,400 (17,000)	円 44,800 (30,000)	円 50,800 (34,000)
		入場料(会費)を徴収しない場合	円 9,700 (6,500)	円 12,700 (8,500)	円 12,700 (8,500)	円 22,400 (15,000)	円 25,400 (17,000)
		大会議室	円 1,800 (1,200)	円 2,200 (1,500)	円 2,200 (1,500)	円 4,000 (2,700)	円 4,400 (3,000)
		第1会議室	円 600 (400)	円 750 (500)	円 750 (500)	円 1,350 (900)	円 1,500 (1,000)
		第2会議室	円 1,200 (800)	円 1,500 (1,000)	円 1,500 (1,000)	円 2,700 (1,800)	円 3,000 (2,000)
		第3会議室	円 600 (400)	円 750 (500)	円 750 (500)	円 1,350 (900)	円 1,500 (1,000)
		第4会議室	円 600 (400)	円 750 (500)	円 750 (500)	円 1,350 (900)	円 1,500 (1,000)
		視聴覚室	円 1,300 (900)	円 1,800 (1,200)	円 1,800 (1,200)	円 3,100 (2,100)	円 3,600 (2,400)
		和室	円 1,300 (900)	円 1,800 (1,200)	円 1,800 (1,200)	円 3,100 (2,100)	円 3,600 (2,400)
		茶室	円 450 (300)	円 600 (400)	円 600 (400)	円 1,050 (700)	円 1,200 (800)
		美術工芸室	円 1,300 (900)	円 1,800 (1,200)	円 1,800 (1,200)	円 3,100 (2,100)	円 3,600 (2,400)
		調理実習室	円 1,200 (800)	円 1,500 (1,000)	円 1,500 (1,000)	円 2,700 (1,800)	円 3,000 (2,000)
		楽屋	円 300 (200)	円 450 (300)	円 450 (300)	円 750 (500)	円 900 (600)
		暗室	円 150 (100)	円 150 (100)	円 150 (100)	円 300 (200)	円 300 (200)
		炉室	円 150 (100)	円 150 (100)	円 150 (100)	円 300 (200)	円 300 (200)

国 府 津 学 習 館 使 用 料	第 1 会議室	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	第 2 会議室	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)	600 (400)	750 (500)
	大会議室	1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
	実習室	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)	600 (400)	750 (500)
	和室	300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (500)	900 (600)	1,200 (800)

[適　　用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市生涯学習センター条例（平成18年小田原市条例第49号）（抄）

改 正 後							改 正 前								
別表（第7条関係）							別表（第7条関係）								
1 センタ一本館使用料							1 センタ一本館使用料								
		午後 午前 区分	午後 1時 9時 ～ 午後 正午 午	6 9時 ～ 午後 午後 5時 30分	午前 9時 ～ 午 午後 午後 5時 30分	1時 ～ 午 午後 9時 30分			午後 午前 区分	午後 1時 9時 ～ 午後 正午 午	6 9時 ～ 午後 午後 5時 30分	午前 9時 ～ 午 午後 午後 9時 30分			
ホ ー ル	入場 料 (会 費) を徴 収す る場 合	円 19, 400	円 25, 400	円 25, 400	円 44, 800	円 50, 800	円 70, 200		入場 料 (会 費) を徴 収す る場 合	円 8,0 00	円 11, 000	円 11, 000	円 19, 000	円 22, 000	円 30, 000
	入場 料 (会 費)	9,7 00	12, 700	12, 700	22, 400	25, 400	35, 100		入場 料 (会 費)	4,0 00	5,5 00	5,5 00	9,5 00	11, 000	15, 000

を 徴 収 し な い 場 合						
大会議室	1, 8 00	2, 2 00	2, 2 00	4, 0 00	4, 4 00	6, 2 00
第 1 会議 室	600	750	750	1, 3 50	1, 5 00	2, 1 00
第 2 会議 室	1, 2 00	1, 5 00	1, 5 00	2, 7 00	3, 0 00	4, 2 00
第 3 会議 室	600	750	750	1, 3 50	1, 5 00	2, 1 00
第 4 会議 室	600	750	750	1, 3 50	1, 5 00	2, 1 00
視聴覚室	1, 3 00	1, 8 00	1, 8 00	3, 1 00	3, 6 00	4, 9 00
和室	1, 3 00	1, 8 00	1, 8 00	3, 1 00	3, 6 00	4, 9 00
茶室	450	600	600	1, 0 50	1, 2 00	1, 6 50
美術工芸 室	1, 3 00	1, 8 00	1, 8 00	3, 1 00	3, 6 00	4, 9 00
調理実習 室	1, 2 00	1, 5 00	1, 5 00	2, 7 00	3, 0 00	4, 2 00
楽屋	300	450	450	750	900	1, 2 00

を 徴 収 し な い 場 合						
入 場 料 (会 費)	5, 0 00	6, 0 00	6, 0 00	11, 000	12, 000	17, 000
舞 台	入 場 料 (会 費)	2, 5 00	3, 0 00	3, 0 00	5, 5 00	6, 0 00
	を 徴 収 し な い 場 合					
大 会 議 室	1, 2 00	1, 5 00	1, 5 00	2, 7 00	3, 0 00	4, 2 00
第 1 会 議 室	400	500	500	900	1, 0 00	1, 4 00
第 2 会 議 室	800	1, 0 00	1, 0 00	1, 8 00	2, 0 00	2, 8 00
第 3 会 議 室	400	500	500	900	1, 0 00	1, 4 00
第 4 会 議 室	400	500	500	900	1, 0 00	1, 4 00

暗室	150	150	150	300	300	450
炉室	150	150	150	300	300	450

室					00	00
視聴覚室	900	1, 2 00	1, 2 00	2, 1 00	2, 4 00	3, 3 00
和室	900	1, 2 00	1, 2 00	2, 1 00	2, 4 00	3, 3 00
茶室	300	400	400	700	800	1, 1 00
美術工芸 室	900	1, 2 00	1, 2 00	2, 1 00	2, 4 00	3, 3 00
調理実習 室	800	1, 0 00	1, 0 00	1, 8 00	2, 0 00	2, 8 00
楽屋	200	300	300	500	600	800
暗室	100	100	100	200	200	300
炉室	100	100	100	200	200	300

2 センター国府津学習館使用料

区分	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時 30分	午後 6時 ～ 午後 9時 30分	午前 9時 ～ 午後 5時 30分	午後 1時 ～ 午後 9時 30分	午前 9時 ～ 午後 5時 30分

2 センター国府津学習館使用料

区分	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時 30分	午後 6時 ～ 午後 9時 30分	午前 9時 ～ 午後 5時 30分	午後 1時 ～ 午後 9時 30分	午前 9時 ～ 午後 5時 30分

第1会議室	円 600	円 750	円 750	円 1,3 50	円 1,5 00	円 2,1 00	円 400	円 500	円 500	円 900	円 1,0 00	円 1,4 00
第2会議室	150	300	300	450	600	750	100	200	200	300	400	500
大会議室	1,0 00	1,3 00	1,3 00	2,3 00	2,6 00	3,6 00	700	900	900	1,6 00	1,8 00	2,5 00
実習室	150	300	300	450	600	750	100	200	200	300	400	500
和室	300	450	450	750	900	1,2 00	200	300	300	500	600	800

受益者負担の適正化（使用料及び手数料の見直し）について

1 概 要

「受益者負担の在り方に関する基本方針」（平成30年4月策定、令和5年4月改訂）に定めた算定方法（原価算定方式）に基づき調査した結果、使用料及び手数料のうち、現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額より少ないもの（90%未満）及び現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額を超っているもの（110%超）に係る料金改定の方向性を検討した。

2 使用料の見直しに係る検討状況

(1) 現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額より少ないもの（90%未満）

No.	施設名	受 益 者 負 担 割 合	施設使用料			見直しの方向性
			① 使用料相当 徴収額 3ヶ年平均 (R3～R5) (千円)	② 原価に受益 者負担割合 を乗じた額 3ヶ年平均 (R3～R5) (千円)	③ 充足率 (①/②)	
1	小田原市川東タウンセンター マロニエ	50%	10,737	16,883	64%	原価に受益者負担割合を乗じた額(充足率100%)になるよう料金を改定する。 ただし、激変緩和措置により1.5倍を改定上限とする。
2	小田原市城北タウンセンター いづみ	50%	2,448	4,947	49%	
3	小田原市橋タウンセンター こゆろぎ	50%	1,206	3,079	39%	
4	小田原市生涯学習センター本館	50%	6,876	10,022	69%	
5	小田原市生涯学習センター国府津学習館	50%	877	3,769	23%	
6	松永記念館	50%	390	612	64%	
7	小田原市尊徳記念館	50%	4,316	14,528	30%	
8	小田原文学館	50%	1,246	8,875	14%	
9	城山陸上競技場	50%	4,668	18,266	26%	
10	城山庭球場	75%	2,584	3,935	66%	
11	小峰庭球場	75%	870	2,411	36%	
12	城内弓道場	50%	253	2,057	12%	
13	小田原市生きがいふれあいセンターいそしき	50%	6,353	9,006	71%	
14	小田原市保健センター※1	50%	2,267	7,068	32%	
15	小田原市梅の里センター	50%	1,547	3,299	47%	
16	曾我みのり館	50%	1,131	4,032	28%	

※1 令和2年4月から令和7年4月まで新型コロナウイルス感染症対策により貸館を休止していたため、①使用料相当徴収額及び②原価に受益者負担割合を乗じた額は平成29年度～令和元年度の平均による。

(2) 現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額を超えているもの（110%超）

11 施設

No.	施設名	受 益 者 負 担 割 合	施設使用料			見直しの方向性
			① 使用料相当 徴収額 3ヶ年平均 (R3～R5) (千円)	② 原価に受益 者負担割合 を乗じた額 3ヶ年平均 (R3～R5) (千円)	③ 充足率 (①/②)	
1	小田原駅西口第1自転車駐車場	100%	13,766	1,801	764%	原価に施設の建設に係る費用や減価償却費を算入していないことにより、充足率が高くなっていることに加えて、現在の使用料が近隣他市の民間サービスと同等程度となるよう設定しているため、料金を据え置く。
2	国府津駅自転車駐車場 ※2	100%	29,370	16,511	178%	
3	国府津駅自転車駐車場 会議室 ※2					
4	おだわら市民交流センター	50%	20,381	12,946	157%	原価に施設の建設に係る費用や減価償却費を算入していないことにより、充足率が高くなっていることに加えて、現在の使用料が近隣他市の民間サービスと同等程度となるよう設定しているため、料金を据え置く。
5	小田原三の丸ホール ※3	50%	42,707	33,158	129%	
6	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	50%	35,431	27,832	127%	
7	小田原テニスガーデン	75%	25,023	12,026	208%	
8	小田原市斎場	50%	72,479	24,794	292%	
9	小田原市観光交流センター ※4	50%	2,180	803	272%	
10	小田原市いこいの森	50%	33,300	21,387	156%	
11	小田原市久野靈園	50%	27,168	9,710	280%	

※2 令和4年4月開設のため、①使用料相当徴収額及び②原価に受益者負担割合を乗じた額は令和4年度～令和5年度の平均による。

※3 令和3年9月開設のため、①使用料相当徴収額及び②原価に受益者負担割合を乗じた額は令和4年度～令和5年度の平均による。

※4 令和3年7月開設のため、①使用料相当徴収額及び②原価に受益者負担割合を乗じた額は令和4年度～令和5年度の平均による。

3 手数料の見直しに係る検討状況

現行料金が原価より少ないもの（90%未満）90件及び現行料金が原価を超えているもの（110%超）31件に係る見直しに向け、他自治体の状況等を確認しているところである。

受益者負担の在り方に関する基本方針（抜粋）

1 算定方法

使用料 = 原価 × 性質別分類による受益者負担割合

手数料 = 原価 × 受益者負担割合 100%

(1) 原価

原価に算入する経費の対象は、サービス提供や施設の維持管理等に要する「人件費」及び「物件費」とする。

原価に参入する経費			該当項目	
			使用料	手数料
人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員数に年間平均人件費（職員給与、職員手当、共済費等）を乗じた額		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
物件費	賃金	臨時職員賃金、社会保険料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	需用費	消耗品費 施設運営又はサービス提供に係るもの 燃料費 施設運営に係るもの 印刷製本費 施設運営又は当該サービスに係るもの 光熱水費 施設運営に係るもの 修繕料 建物及び設備の修繕に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	役務費	通信運搬費 施設運営に係るもの 手数料 施設運営・備品維持に係るもの 保険料 建物に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	委託料	清掃、警備、機器保守点検等	<input type="radio"/>	
	使用料及び賃借料	機器リース等（電算システムに係るもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	原材料費	施設運営等に係るもの	<input type="radio"/>	
	備品購入費	施設運営に係るもの	<input type="radio"/>	
	その他、受益者が負担すべきと考えられるサービスの提供や施設運営等に要する費用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※次の経費は、原価に算入しない。

原価に算入しない経費	理由
土地の取得に係る経費	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため
施設の建設に係る費用（減価償却費を含む）	公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため
臨時的な対応に伴う経費	災害時対応など臨時に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため
受益者が特定されている費用	施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため

(2) 性質別分類による受益者負担割合

市の施設の性質は、提供するサービスの内容によって大きく異なることから、施設の利用形態や機能に着目し、サービス内容を「必需性」と「公益性」の2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定する。

<性質別分類の考え方>

サービスの性質		分類	
必需的か選択的か	必需的	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの	
	選択的	上記以外の、日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの	
公益的か私益的か	公益的	民間では提供することが難しく、主として行政がサービスを提供するもの	
	私益的	民間でも同種・類似するサービスを提供しているもの	

<性質別分類による標準的な受益者負担割合と施設例>

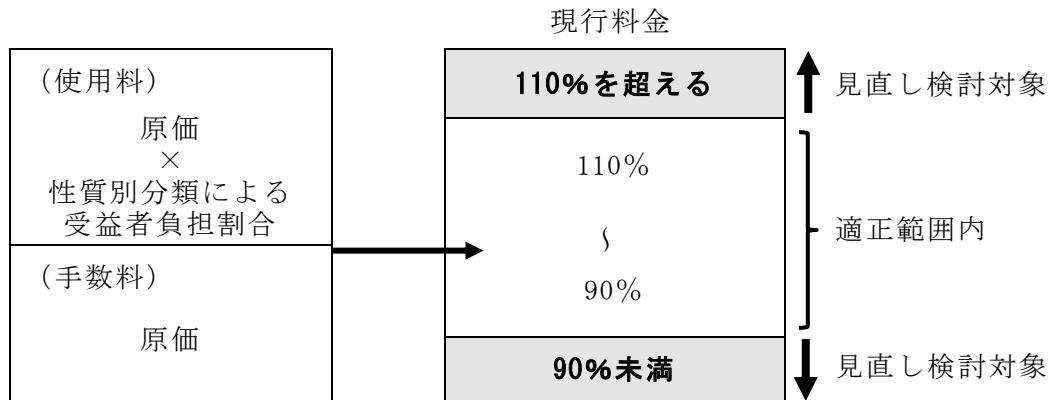
公益的サービス		
【C】50% 観光施設、生涯施設等	【B】25%	【A】0% 道路・学校等
【F】75% スポーツ施設等	【E】50% 会議室・ホール等	【D】25%
【I】100% トレーニング室等	【H】75%	【G】50% 斎場・幼稚園・市場等
私益的サービス		

2 料金の見直しについて

(1) 見直し対象

使用料は、「現行料金」と「原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じた額」を比較して「概ね±10%」を超える乖離がある場合に見直しを検討する。

手数料は、「現行料金」と「原価」を比較し、「概ね±10%」を超える乖離がある場合に見直しを検討する。



(2) 見直しを行わないもの

アに示した適正範囲内のほか、法令の規定で定められている料金、県内で統一料金の申し合わせがされているもの、原価算定方式による計算が適さないもの及び特別会計等、独立して経営管理を行っているものは見直しを実施しないが、経費の削減や収入の増加に引き続き取り組むものとする。

(3) 料金改定にあたり考慮すべき事項（激変緩和措置）

料金改定の際、現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の1.5倍を改定上限とする。

報告第 3 号

事務の臨時代理の報告（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和39年小田原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中	円 1, 000	円 1, 000	円 2, 000
	1, 500	1, 500	3, 000
	1, 000	1, 000	2, 000

を	円 1, 500	円 1, 500	円 3, 000
	2, 200	2, 200	4, 400
	1, 500	1, 500	3, 000

2の表中	円 1, 500	円 1, 500	円 3, 000
	1, 000	1, 000	2, 000
	1, 000	1, 000	2, 000

	円 2, 200	円 2, 200	円 4, 400
	1, 500	1, 500	3, 000
	1, 500	1, 500	3, 000

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

郷土文化館の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区分		午前9時～正午	午後1時～午後4時	午前9時～午後4時
松永記念館	和室	円 1,500 (1,000)	円 1,500 (1,000)	円 3,000 (2,000)
	茶室及び茶室附属棟	円 2,200 (1,500)	円 2,200 (1,500)	円 4,400 (3,000)
	茶室附属棟	円 1,500 (1,000)	円 1,500 (1,000)	円 3,000 (2,000)
松永記念館老 櫻莊	茶室	円 2,200 (1,500)	円 2,200 (1,500)	円 4,400 (3,000)
	広間	円 1,500 (1,000)	円 1,500 (1,000)	円 3,000 (2,000)
	よりつき 寄付及び和室	円 1,500 (1,000)	円 1,500 (1,000)	円 3,000 (2,000)

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市郷土文化館条例（昭和39年小田原市条例第19号）（抄）

改 正 後				改 正 前			
別表（第5条、第10条関係）				別表（第5条、第10条関係）			
1 松永記念館				1 松永記念館			
区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4時	午前9時 ～午後4時	区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4時	午前9時 ～午後4時
和室	円 1,500	円 1,500	円 3,000	和室	円 1,000	円 1,000	円 2,000
茶室及び 茶室附属 棟	2,200	2,200	4,400	茶室及び 茶室附属 棟	1,500	1,500	3,000
茶室附属 棟	1,500	1,500	3,000	茶室附属 棟	1,000	1,000	2,000
2 松永記念館老樺荘				2 松永記念館老樺荘			
区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4時	午前9時 ～午後4時	区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後4時	午前9時 ～午後4時
茶室	円 2,200	円 2,200	円 4,400	茶室	円 1,500	円 1,500	円 3,000
広間	1,500	1,500	3,000	広間	1,000	1,000	2,000
寄付及び 和室	1,500	1,500	3,000	寄付及び 和室	1,000	1,000	2,000

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告（小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例（昭和62年小田原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

円 200
100
150
120
80

円 300
150
200
150
100

に改める。

別表第2中

円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,900	円 3,100	円 4,500
1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000
800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700
400	500	500	1,000	1,100	1,600
200	300	300	600	600	900
1人1泊につき2,000円					

を

に改める。

円 1,500	円 2,100	円 1,800	円 3,600	円 3,900	円 5,400
2,500	3,300	2,800	5,800	6,100	8,600
1,200	1,600	1,500	2,800	3,100	4,300
600	750	750	1,350	1,500	2,100
300	450	450	750	900	1,200
1人1泊につき3,000円					

別表第3中

円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,700	円 2,900	円 4,200
400	500	500	1,000	1,100	1,600
200	300	300	700	700	1,100

を

円 1,500	円 2,100	円 1,800	円 3,600	円 3,900	円 5,400
600	750	750	1,350	1,500	2,100
300	450	450	750	900	1,200

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 観覧料の額の引上げ（別表第1関係）

尊徳記念館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

区分		金額（1人につき）
個人	15歳以上の者 (中学生を除く。)	円 300 (200)
	小学生及び中学生	150 (100)
団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	200 (150)
	高校生及び大学生	150 (120)
	小学生及び中学生	100 (80)

2 使用料の額の引上げ（別表第2及び別表第3関係）

尊徳記念館の使用料の額を次のように引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
視聴覚室	円 1,500 (1,000)	円 2,100 (1,400)	円 1,800 (1,200)	円 3,600 (2,900)	円 3,900 (3,100)	円 5,400 (4,500)
講堂	2,500 (1,700)	3,300 (2,200)	2,800 (1,900)	5,800 (4,500)	6,100 (4,800)	8,600 (7,000)
体験実習室	1,200 (800)	1,600 (1,100)	1,500 (1,000)	2,800 (2,300)	3,100 (2,500)	4,300 (3,700)
研修室	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (1,000)	1,500 (1,100)	2,100 (1,600)

小研修室		300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (600)	900 (600)	1,200 (900)
宿泊を伴う場合	食堂（調理室を含む。）						
	宿泊室（小宿泊室を含む。）						1人1泊につき3,000円(2,000)
宿泊を伴わない場合	食堂（調理室を含む。）	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)	1,800 (1,200)	3,600 (2,700)	3,900 (2,900)	5,400 (4,200)
	宿泊室	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (1,000)	1,500 (1,100)	2,100 (1,600)
	小宿泊室	300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (700)	900 (700)	1,200 (1,100)

[適用]

令和8年4月1日

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市尊徳記念館条例（昭和62年小田原市条例第31号）（抄）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
	区分	金額 (1 人に つき)		区分	金額 (1 人に つき)
個人	15歳以上の者 (中学生を除く。)	円 300	個人	15歳以上の者 (中学生を除く。)	円 200
	小学生及び中学生	150		小学生及び中学生	100
団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	200	団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	150
	高校生及び大学生	150		高校生及び大学生	120
	小学生及び中学生	100		小学生及び中学生	80
別表第2（第5条、第6条関係）			別表第2（第5条、第6条関係）		
区分	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5	区分	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 9
	午後 6時 ～ 午後 9	午前 9時 ～ 午前 5		午後 6時 ～ 午後 9	午前 9時 ～ 午前 5
区分	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5		午後 9時 ～ 午後 9	午前 9時 ～ 午後 9
	午後 6時 ～ 午後 9	午前 9時 ～ 午前 5		午前 9時 ～ 午前 5	午後 9時 ～ 午後 9

		時 30 分	時 30 分	時 30 分	時 30 分	
視聴覚室	円 1, 5 00	円 2, 1 00	円 1, 8 00	円 3, 6 00	円 3, 9 00	円 5, 4 00
講堂	2, 5 00	3, 3 00	2, 8 00	5, 8 00	6, 1 00	8, 6 00
体験実習 室	1, 2 00	1, 6 00	1, 5 00	2, 8 00	3, 1 00	4, 3 00
研修室	600	750	750	1, 3 50	1, 5 00	2, 1 00
小研修室	300	450	450	750	900	1, 2 00
食堂（調理室を含む。）	1人1泊につき3,000円					
宿泊室（小宿泊室を含む。）						

別表第3（第5条、第6条関係）

区分	午前 9 時 ～	午後 1 時 ～	午後 6 時 ～	午前 9 時 ～	午後 1 時 ～	午前 9 時 ～

		時 30 分	時 30 分	時 30 分	時 30 分	時 30 分
視聴覚室	円 1, 0 00	円 1, 4 00	円 1, 2 00	円 2, 9 00	円 3, 1 00	円 4, 5 00
講堂	1, 7 00	2, 2 00	1, 9 00	4, 5 00	4, 8 00	7, 0 00
体験実習 室	800	1, 1 00	1, 0 00	2, 3 00	2, 5 00	3, 7 00
研修室	400	500	500	1, 0 00	1, 1 00	1, 6 00
小研修室	200	300	300	600	600	900
食堂（調理室を含む。）						
宿泊室（小宿泊室を含む。）	1人1泊につき2,000円					

別表第3（第5条、第6条関係）

区分	午前 9 時 ～	午後 1 時 ～	午後 6 時 ～	午前 9 時 ～	午後 1 時 ～	午前 9 時 ～

	正 午	午 後 5 時	午 後 9 時 30 分	午 後 5 時	午 後 9 時 30 分	午 後 9 時 30 分
食堂（調理室を含む。）	円 1,5 00	円 2,1 00	円 1,8 00	円 3,6 00	円 3,9 00	円 5,4 00
宿泊室	600	750	750	1,3 50	1,5 00	2,1 00
小宿泊室	300	450	450	750	900	1,2 00

	正 午	午 後 5 時	午 後 9 時 30 分	午 後 5 時	午 後 9 時 30 分	午 後 9 時 30 分
食堂（調理室を含む。）	円 1,0 00	円 1,4 00	円 1,2 00	円 2,7 00	円 2,9 00	円 4,2 00
宿泊室	400	500	500	1,0 00	1,1 00	1,6 00
小宿泊室	200	300	300	700	700	1,1 00

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告（小田原文学館条例の一部を改正する条例）について
小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例（平成6年小田原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中	〔	円 250	〔	円 350	に改める。
		100		150	
		180		250	
	〕	70	〕	100	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月1日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため提案するものであります。

小田原文学館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

文学館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。 (別表関係)

(1人につき)

区分		改正後	改正前
個人	一般	円 350	円 250
	小学生及び中学生	150	100
団体	一般	250	180
	小学生及び中学生	100	70

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原文学館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原文学館条例（平成6年小田原市条例第22号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）			
区分		金額（1人につき）	
個人	一般	円 350	円 250
	小学生及び中学生	150	100
団体	一般	250	180
	小学生及び中学生	100	70

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告（令和 7 年度小田原市一般会計補正予算）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

令和 7 年度小田原市一般会計補正予算 概要

(債務負担行為補正)

追加

(単位 : 千円)

事業名	期 間	限 度 額
外国語指導助手派遣委託料	令和 7 年度	(予算計上額 0)
	令和 8 年度	41, 750
	計	41, 750
S T E A M 教育支援委託料	令和 7 年度	(予算計上額 0)
	令和 8 年度	7, 549
	令和 9 年度	7, 549
	令和 10 年度	7, 549
	計	22, 647

ＳＴＥＡＭ教育支援委託料について

1 事業概要

「小田原版ＳＴＥＡＭ教育」は、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な地域課題と出会い、その解決のために、各教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育むものである。本事業は、小田原市教育大綱が目指す「社会力の育成」に繋がるものであることから、着実に実施するために必要な支援を継続して行う。

2 経緯

「小田原版ＳＴＥＡＭ教育」は、令和5年度から令和7年度まで、段階的に中学校で導入支援を実施し、生徒たちの主体的な学習に効果を上げている。

当初は、令和8年度以降は各校で自走することを念頭に進めてきたが、学校から、同事業は地域課題を対象とするため外部との連携が必須であり、連携対象の選定や調整が教職員の新たな負担となることから、事業者による支援なしでの事業実施は困難であるとの強い要請を受けている。

また、「小田原版ＳＴＥＡＭ教育」は、市民力教育（本市の教育施策における主権者教育）と重なる部分が大きいにあることから、学習から得られた意見や提案を生徒が市や外部連携関係者に直接伝える機会を設けるなど、アウトプットの要素を強化して実施することとした。

以上のことから、令和8年度以降、担当教員の持上りも考慮し、事業が定着するまでの3年間について、全ての市立中学校で着実に小田原版ＳＴＥＡＭ教育を実施するために必要な支援を行う。

3 業務内容

- ・全中学校を対象に、探求的活動の外部連携支援、意見集約・報告支援
- ・新規採用者や市外からの転入職員を対象とした職員研修 等

4 予算額（令和7年度債務負担行為設定）

令和7年度 0千円

令和8年度～令和10年度 7,549千円（3年合計 22,647千円）

主権者教育の今後の方向性について

令和7年度に新規事業として、実施を予定していた主権者教育事業「子ども議会実行委員会開催費」は、市議会3月定例会で修正案が可決された。その際の主な理由として、①対象生徒が限定されること、②既存の類似事業の活用、③教育現場の負担増加への懸念等が挙げられた。教育委員会では、これらの指摘を踏まえ、理事者及び校長会と協議し、検討を進めた。

その中で、本市が考える主権者教育とは、政治参加力教育に重きを置くものではなく、文部科学省が作成した「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」に示されている「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けさせるもの」に基づく考えであり、市民力教育（Citizenship Education）の育成を図るものであることから、小田原市教育大綱が目指すよりよい地域社会をつくる「社会力の育成」につなげて実施するとの結論に至った。

市民力教育（Citizenship Education）としての主権者教育は、現在市内小中学校で、特別活動や総合的な学習の時間、各教科などで取り組まれている。例えば、「小田原版S T E A M教育」は、中学生が主体的に地域の問題解決に取り組んでその成果を発表する取組であり、主権者教育の目的と重なる部分も大いにあるととらえられる。これらのことから、既存の教育活動を生かしながら実施していく。

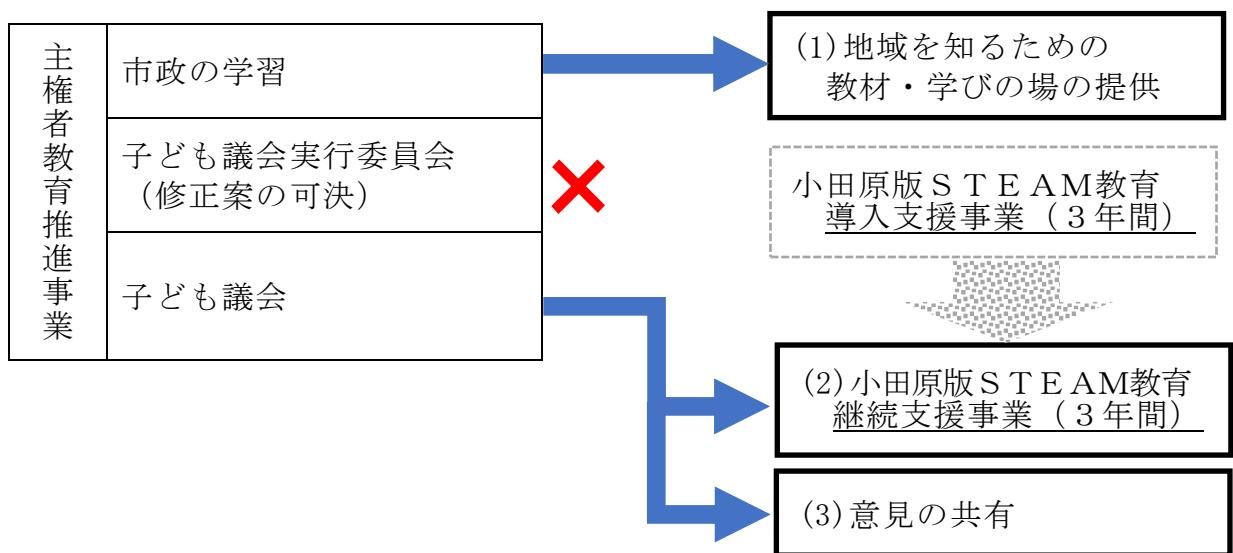
1 概 要

主権者教育推進事業の構成要素を3つに分類し、それぞれについて、既存の取組を活用して実施する。

なお、本市の教育施策における主権者教育は、市民力教育（Citizenship Education）と定義する。

主権者教育	Sovereign Education	政治参加力教育
	Citizenship Education	市民力教育

2 事業要素の再編成案（令和8年度～）



3 事業内容

(1) 地域を知るための教材・学びの場の提供

出前授業や施設見学など、小中学校では、市の人材や施設を活用する学習をこれまでも行っている。しかし、それらの情報は学校単位で活用されていることが多い、情報の共有がなされていない現状もある。そこで、市の各所管に照会を行い、学校が活用できるように教育指導課が情報をまとめてリスト化し、学校教育に小田原市の力を積極的に活かせるようとする。

- ア 小中学校へ提供できる教材・学びの場について、既存の取組を含めて各所管に照会を行い、学校が活用できるように情報をまとめる。
- イ 9月頃に学校に提供し、令和8年度以降の活用に備える。

(2) 小田原版ＳＴＥＡＭ教育の着実な実施

現在実施している「導入支援事業」は、令和7年度をもって全11校への導入が完了する。中学校からは取組として評価を頂いている一方、令和8年度以降も継続的な支援を求める声も多く、校長会からも強い要望として出ている。小田原版ＳＴＥＡＭ教育の着実な実施のために、当面、継続的な支援を実施する必要がある。

ア 導入支援事業（令和5年度～7年度）

3年間で全中学校11校への導入支援を行う。最終年度である令和7年度は、中学校6校が導入支援を受けて小田原版ＳＴＥＡＭ教育を実施中。

イ 継続支援事業（令和8年度～）

小田原版ＳＴＥＡＭ教育の着実な実施のために、全中学校11校を対象に、概ね3年間を目途に、外部連携（地域団体や企業等）分野を中心に継続支援を行う。

(3) 意見の共有

限定された生徒が参加する「子ども議会」ではなく、小田原版ＳＴＥＡＭ教育の学習のまとめを発表する場に、市長や担当部局が訪問し、生徒の意見を直接聞いたり、各学校からの意見の取りまとめを市長や担当部局に報告する中で、施策への反映を検討する。

- ア 各中学校で小田原版ＳＴＥＡＭ教育の活動のまとめとして発表等を行う際に、市長や担当部局の職員が学校を訪問し、生徒の意見等を直接聞く機会を設ける。
- イ 生徒からの意見は、市の施策や他の市民要望等とのすり合わせなど、多角的に検討したうえで、確度を高め、必要性に応じて所管課で予算化について検討する。
- ウ 令和7年度に小田原版ＳＴＥＡＭ教育の導入支援を受けている6校については、パイロット事業として、市長や担当部局及び外部連携の関係者に対して学習のまとめを報告する機会を設ける。

4 児童生徒への効果

- ア 身近な地域の諸課題に直接アクションを起こし、実体感を伴う学びを行うことで、主権者としての意識を高め、社会の一員であるという自覚につながる。
- イ 多様な他者と関わり、協働して活動するよさを感じる。
- ウ 自分の考えた解決策などをアウトプットすることで、解決策を生活や社会に実装する、「表現力」「創造力」「実行力」が育成される。

資料1

通学区域の一部改正について

1 背景

次の理由により、通学区域の一部改正について、小田原市学区審議会からの答申内容を踏まえて小学校及び中学校の学区を改正する。(参考資料 1-1 「小学校の通学区域」及び参考資料 1-2 「中学校の通学区域」)

- (1) 工場跡地の開発に伴い、専用住宅の通学区域が分かれていることへの対応。
- (2) 平成 30 年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により、誤って変更された通学区域を告示前の通学区域に改める。

2 改正の内容（参考資料 1-3 「通学区域改正箇所」）

- (1) 当該地の通学区域を一体的に「東富水小学校、泉中学校」に変更する。
- (2) 平成 30 年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更された箇所を改正する。

3 影響

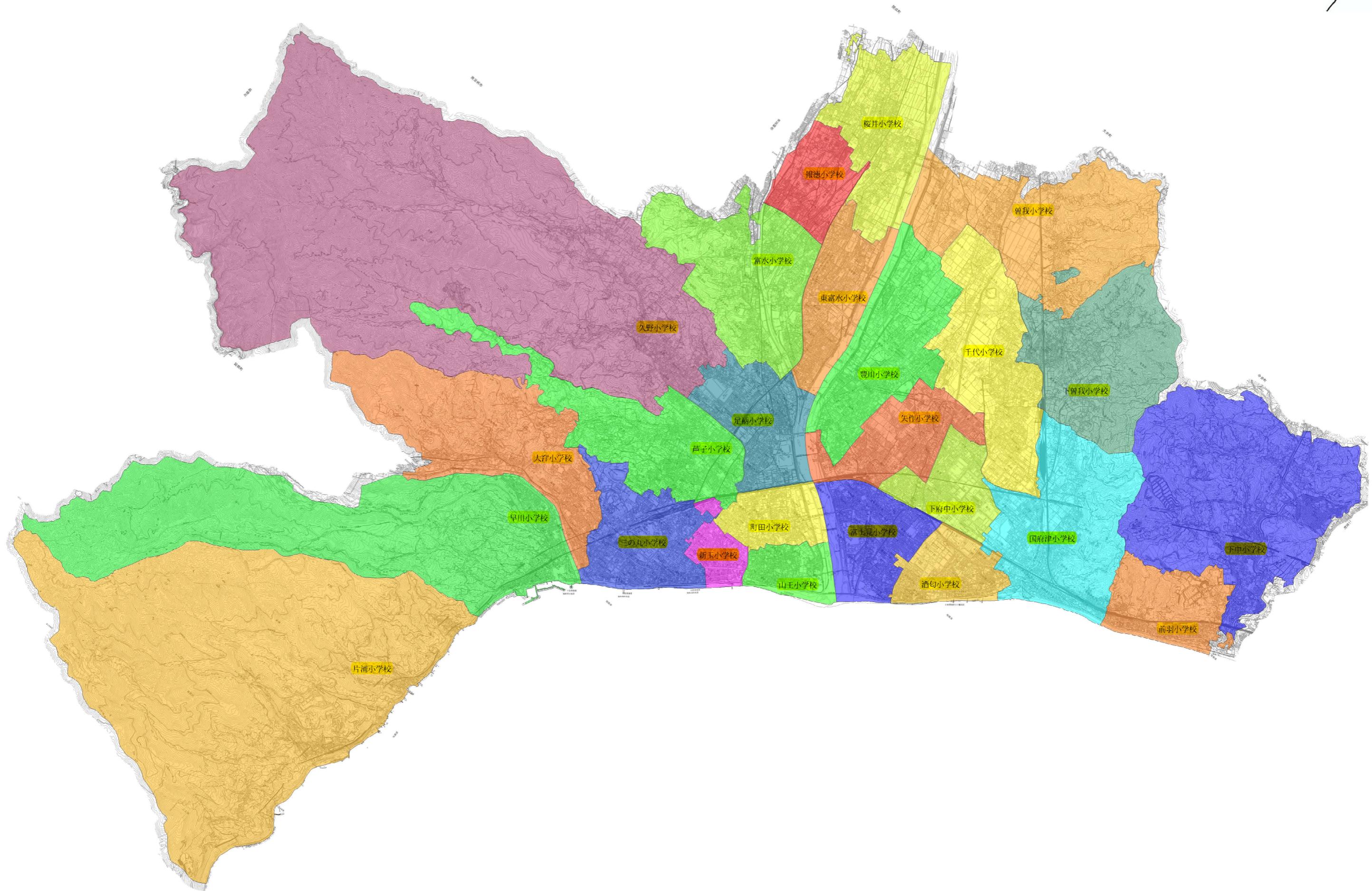
- (1) 地域自治会等の同意を得ていること、また当該地に居住し小中学校に通学する児童生徒がいないことから、影響はない。
- (2) 現在、該当地域から小中学校に通学している児童生徒は 13 人いるが、全員改正後の学校に通学しているため影響はない。また、誤って変更された通学区域を参考に転居した家庭(令和 8 年 4 月に小学校入学予定)には、希望する学校への通学について配慮することとする。

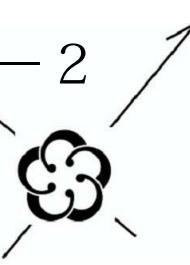
4 今後の予定

令和 7 年 10 月 告示

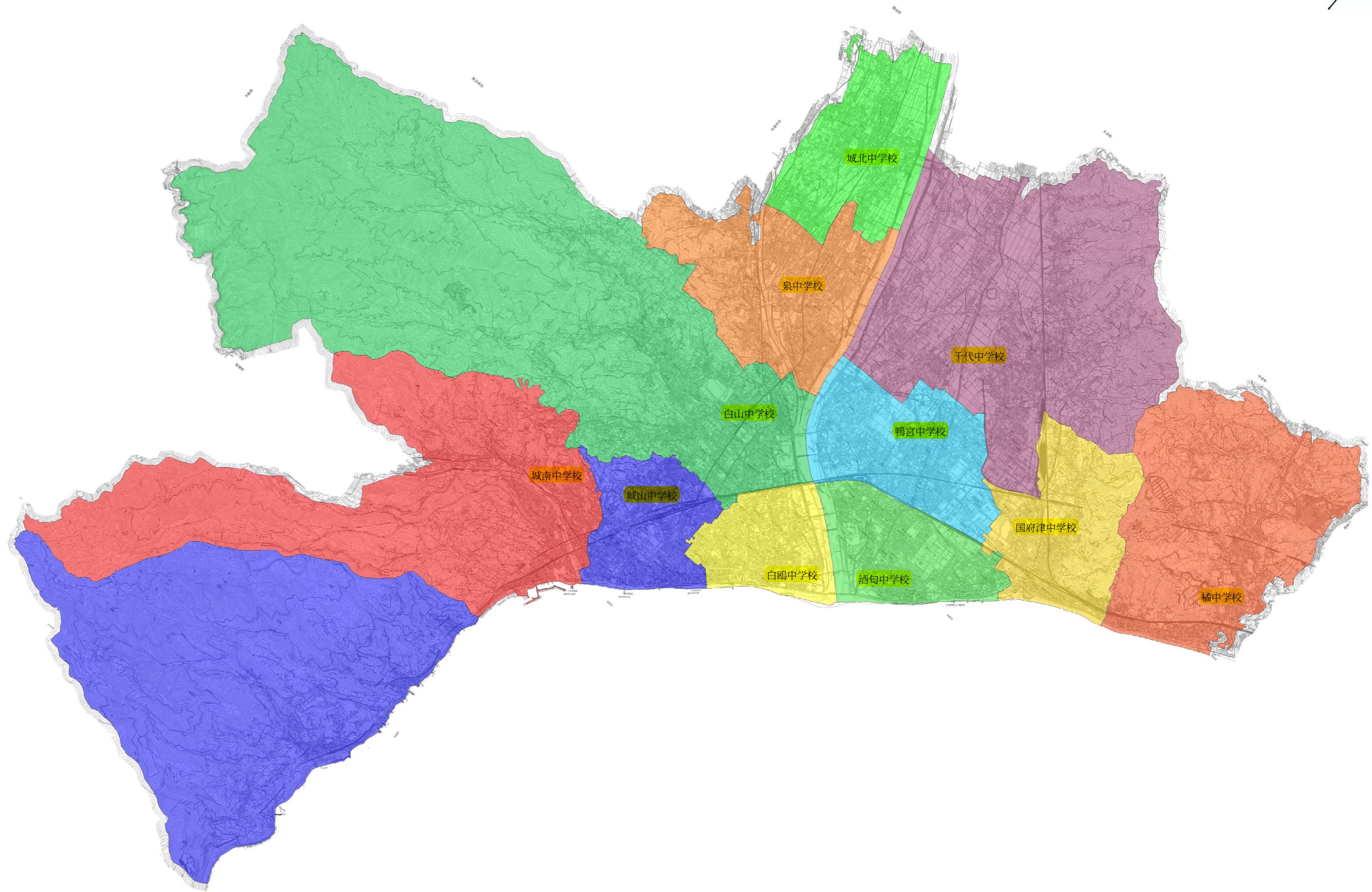


小学校の通学区域





中学校の通学区域



参考資料1－3

通学区域改正箇所

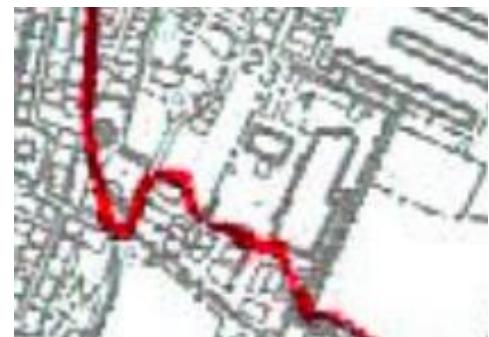
1 工場跡地の開発に伴う改正

桜井小学校・東富水小学校、泉中学校・城北中学校の境界（栢山苅分周辺）

改正後



改正前



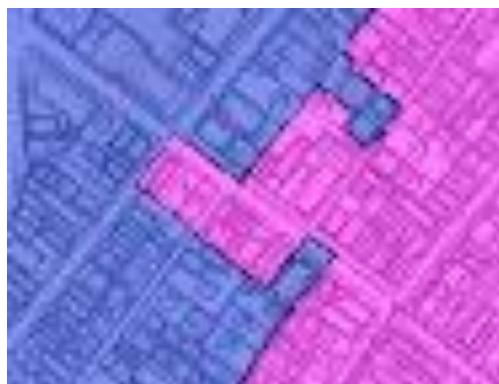
2 平成 30 年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更さ

れた通学区域を、告示前の通学区域に改める改正

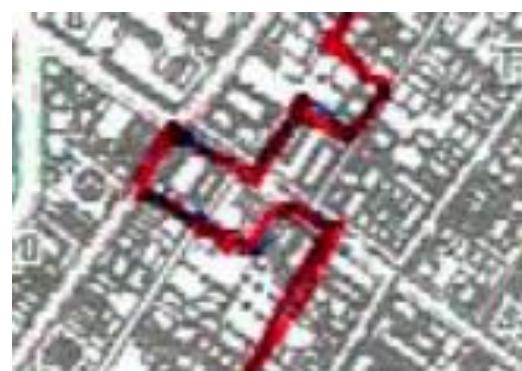
(1) 住宅等がある箇所

ア 三の丸小学校・新玉小学校、城山中学校・白鷗中学校の境界（栄町 1 丁目周辺）

改正後



改正前



イ 三の丸小学校・新玉小学校・町田小学校、城山中学校・白鷗中学校の境界（栄等 3 丁目周辺）

改正後



改正前

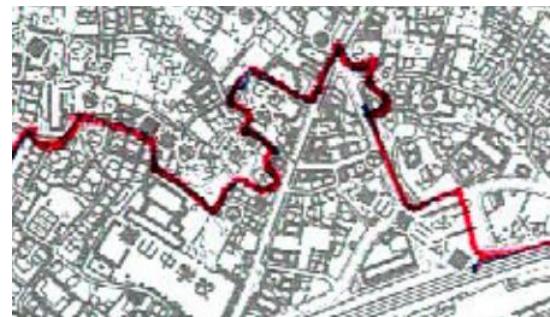


ウ 三の丸小学校・芦子小学校の境界（城山3丁目周辺）

改正後



改正前



エ 千代小学校・豊川小学校の境界（成田・延清周辺）

改正後



改正前

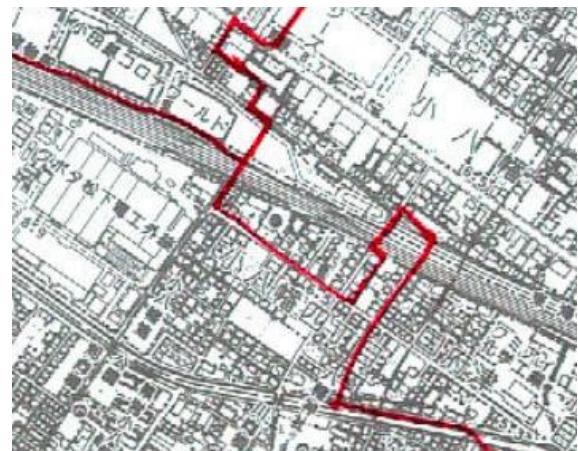


オ 下府中小学校・国府津小学校・酒匂小学校、鴨宮中学校・国府津中学校・酒匂中学校の境界
(小八幡4丁目周辺)

改正後



改正前

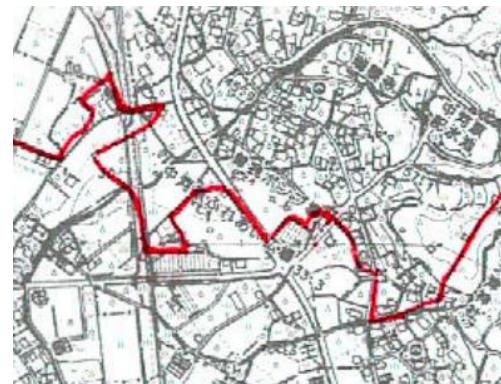


カ 下曾我小学校・曾我小学校の境界（曾我谷津・曾我岸周辺）

改正後



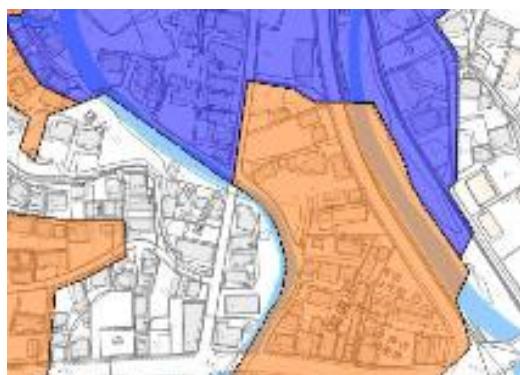
改正前



キ 前羽小学校・下中小学校の境界（中村原・羽尾周辺）

改正後

改正前



(2) 住宅等がない箇所

ア 足柄小学校・久野小学校の境界（久野 786・787・789周辺）

イ 大窪小学校・久野小学校、白山中学校・城南中学校の境界（水之尾・久野周辺）

ウ 千代小学校・曾我小学校の境界（上曾我・東大友 206周辺）

エ 桜井小学校・報徳小学校の境界（栢山 3053周辺）

オ 桜井小学校・報徳小学校の境界（栢山 2328・2329周辺）

カ 桜井小学校・報徳小学校の境界（栢山 3307・3308周辺）

キ 酒匂小学校・富士見小学校の境界（酒匂2丁目14・酒匂2丁目20周辺）

ク 国府津小学校・前羽小学校、国府津中学校・橘中学校の境界（前川・国府津周辺）

資料2

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

1 背景及び目的

一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市学区審議会からの答申を踏まえ、指定学校の変更基準等を見直すため、関係する要綱である「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱」（参考資料2-1）及び「小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱」（参考資料2-2）を改正する。

2 改正の内容

- (1) 指定学校の変更の不承認または区域外就学の不承諾の理由に「学校運営に支障をきたす等の事由」を追加する。
- (2) 「転居」及び「兄弟姉妹同一校通学」による事由について、現在「卒業まで」としている許可期間を次のとおり変更する。

＜許可期間（指定学校の変更にて通学している学校に在籍できる期間）＞

事由	小1～小4	小5・小6	中1～中3
転居	学年末まで	卒業まで	卒業まで
兄弟姉妹同一校通学	兄姉が卒業するまで		

3 今後の予定

- 令和7年10月～11月 意見公募（パブリックコメント）
令和7年12月～ 要綱改正について公表
令和8年4月 施行

参考資料2-1

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱の一部を改正する要綱
新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱（平成25年1月1日制定）

改 正 後	改 正 前																								
(指定学校の変更の不承認)	(指定学校の変更の不承認)																								
第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定学校の変更を承認しないことができる。	第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定学校の変更を承認しないことができる。																								
(1) (略)	(1) (略)																								
(2) <u>学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき。</u>	(2) 特別な事情により、 <u>児童等が就学を希望する学校への就学が困難なとき。</u>																								
(2) 特別な事情により、就学を希望する学校に <u>児童等の就学が困難なとき。</u>	(2) 特別な事情により、 <u>児童等が就学を希望する学校への就学が困難なとき。</u>																								
2 (略)	2 (略)																								
3 <u>教育委員会は、第1項第2号の事由により指定学校の変更を承認しない場合は、希望した学校に隣接する学区の学校等に指定学校の変更を承認することができる。</u>	別表 (第3条、第4条関係)																								
別表 (第3条、第4条関係)	別表 (第3条、第4条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事由</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">具体的な内容・承認基準</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">必要書類</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">許可期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">転居</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">・申請書 ・居住の事実を証するもの</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>学年末までただし、</u></td></tr> </tbody> </table>	事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間	(略)				転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>学年末までただし、</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">事由</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">具体的な内容・承認基準</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">必要書類</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">許可期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">転居</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">・申請書 ・居住の事実を証するもの</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>小学校、中学校そぞれぞ</u></td></tr> </tbody> </table>	事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間	(略)				転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>小学校、中学校そぞれぞ</u>
事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間																						
(略)																									
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>学年末までただし、</u>																						
事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間																						
(略)																									
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>小学校、中学校そぞれぞ</u>																						

		<p>小学校5年生以上または中学生はそれぞれの卒業まで</p> <p>(略)</p>		れの卒業まで
兄弟姉妹同一校通学	該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合 ただし、両親等共働き、小規模特認校卒業による事由で許可された場合を除く。	<p>兄弟が卒業するまでだし、兄弟が卒業時に小学校5年生以上または中学生の</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申請書 • 世帯全員の住民票 	<p>該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合 ただし、両親等共働き、小規模特認校卒業による事由で許可された場合を除く。</p> <p>(略)</p>	小学校、中学校それぞれの卒業まで
				・申請書 ・世帯全員の住民票

			<p>場合 はそ れぞ れの 卒業 まで</p>
(略)			

参考資料2－2

小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱の一部を改正する
要綱 新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱（平成25年1月1日
制定）

改 正 後	改 正 前		
(区域外就学の不承諾)	(区域外就学の不承諾)		
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承諾しないことができる。	第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承諾しないことができる。		
(1) (略)	(1) (略)		
(2) <u>学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき。</u>	(2) 特別な事情により、 <u>児童等が就学を希望する学校への就学が困難なとき。</u>		
(3) 特別な事情により、就学を希望する学校に <u>児童等</u> の就学が困難なとき。			
2 (略)	2 (略)		
3 教育委員会は、第1項第2号の事由により区域外就学の承諾をしない場合は、希望した学校に隣接する学区の学校等に区域外就学を承諾することができる。			
別表（第4条、第5条関係）	別表（第4条、第5条関係）		
事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間
(略)			
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	学年末までただ
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	小学校、中学校そ

		し、 小学校 5 年生以上 または中 学生はそ れぞれの 卒業まで	れぞれの 卒業まで
(略)			
兄弟姉妹同一校通学	該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合 ただし、両親等共働きによる事由で許可された場合を除く。	兄姉が卒業するまでただし、 し、兄姉が卒業時に小学校 5 年生以上または中学	該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合 ただし、両親等共働きによる事由で許可された場合を除く。 ・申請書 ・世帯全員の住民票
(略)			
兄弟姉妹同一校通学	該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合 ただし、両親等共働きによる事由で許可された場合を除く。	兄姉が卒業するまでただし、 し、兄姉が卒業時に小学校 5 年生以上または中学	小学 校、 中 学 校そ れぞ れの 卒業 まで

			<p>生 の 場 合 は そ れ ぞ れ の 卒 業 ま で</p>	
(略)				